

の成立を受け、犯罪被害者等を含め、長期療養を必要とする患者が必要な医療や介護サービスを受けられる方策について、必要な施策を検討中。

## 2 安全の確保(基本法第15条関係)

- 証拠開示の際に証人等の住居等が関係者に知られないことがないよう求める制度について、また、性犯罪の被害者等について公開の法廷では仮名を用いる運用がなされていることについて、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地方検察庁あてに、留意事項を通知しているほか、会議や研修などの様々な機会を通じ、検察の現場へ周知徹底。
- 住民基本台帳の閲覧制度について、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するための「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が平成18年6月9日に可決・成立、同年6月15日に公布。現在、施行に向けて準備中。
- 配偶者等からの暴力被害者等が入所する婦人保護施設及び母子生活支援施設における支援の充実を図るため、夜間警備体制の強化や心理療法担当職員を配置する等適切なケア体制の充実に加え、平成18年度からは母子生活支援施設に配置される心理療法担当職員の常勤化について予算措置。
- 再被害防止要綱の徹底のため、再被害防止の指定状況や再被害指定事件に係る刑事施設との連絡状況等について、定期に報告を求ることによって状況の把握に努め、制度の周知徹底を図ることとし、再被害防止のための各規定に報告要領を盛り込み、改正を行う予定。
- 保釈に関する犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実について、平成18年1月、最高検察庁から各高等検察庁及び各地

方検察庁あてに、適切な対応が行われるよう留意事項を通知しているほか、会議や研修等の様々な機会を通じ、検察の現場へ周知徹底。

- 非行や犯罪被害等個々の少年の抱える問題行動に応じた的確な対応を行うため編成される少年サポートチームの効果的な運用を図るため、警察庁と文部科学省が合同で、全国6か所において、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等に対する研修を実施。また、「『犯罪から子どもを守るためにの対策に関する関係省庁連絡会議』決定に係る各種対策の推進について」(平成17年12月)、「スクールサポーター制度の拡充について」(平成18年1月)を発出し、子どもを非行や犯罪被害から守る施策の一環としてスクールサポーター制度の拡充を図ることを都道府県警察に指示。
- 「児童生徒の問題行動等への対応の在り方に関する再点検について」(平成17年6月児童生徒課長通知)において、学校と警察の連携体制の確保、教育委員会等との緊密な連絡等、学校と学外の諸機関との連携・連絡体制の再点検をするよう通知するとともに、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(平成17年2月25日)を、各都道府県・指定都市教育委員会等に通知し、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るためにの関係機関との適切な連携について周知。
- 平成17年度以降、児童虐待又は被害少年対策に関する業務を担当する警察官等に対し、少年保護対策に関する専科教育を実施。また、平成17年3月、「児童福祉法の一部を改正する法律の施行について」を発出し、要保護児童対策地域協議会への積極的参加による関係機関と連携した児童虐待への取組の推進について、都道府県警察へ